（様式第１－５号）

　市町村名：　　吹田市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名  ※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。  ※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）  ２　地域就労支援分野（事業名：地域就労支援事業）  ３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）  ４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野  （事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容  ※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。  【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。  　 １．新規  　２．継続 【交付対象となった年度：平成２６年度】  【 現 状 】  本市では、平成２０年７月に若年者就労支援機関「ＪＯＢカフェすいた」を設置し、若者の自立と就職促進を図ってきました。また、同年１０月には「ＪＯＢナビすいた」を設置し、就労相談事業や職業紹介事業を実施してきました。平成２３年８月からは、両施設を「ＪＯＢナビすいた（ＪＯＢカフェすいた）」として統合運営し、サービスの平準化・効率化を図るとともに、吹田市在住・在学・在勤の全年齢の求職者を対象に支援を行っています。  【現状における課題】  昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、雇用情勢の悪化が懸念されており、就労・雇用が課題となっております。就職の阻害要因を抱える就職困難者も一定数存在しており、それぞれ抱える阻害要因は多様で、一人ひとりの実情にあわせたサービスの提供が重要です。また子育て女性やシニア層への就労支援など、幅広い世代に向けての支援が課題となっています。企業における人材不足が課題といわれる中、就労支援を通じて、広い世代に就職に結びつく個々の支援が重要となっております。  【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。  平成２３年８月から、「ＪＯＢナビすいた（ＪＯＢカフェすいた）」においてマザーズコーナーとして、小さい子ども連れの母親・父親が子供を見守りながら相談できるスペースを配置し、子育て世代の方でも気軽に就職相談が出来る環境を整えました。 | |

（様式第１－５号）

　市町村名：　吹田市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名  ※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。  ※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）  ２　地域就労支援分野（事業名：地域就労支援事業）  ３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）  ４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野  （事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容  ※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。  【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。  　 １．新規  　２．継続 【交付対象となった年度：平成２６年度】  【 現 状 】  本市では、平成２０年７月に若年者就労支援機関「ＪＯＢカフェすいた」を設置し、若者の自立と就職促進を図ってきました。また、同年１０月には「ＪＯＢナビすいた」を設置し、就労相談事業や職業紹介事業を実施してきました。平成２３年８月からは、両施設を「ＪＯＢナビすいた（ＪＯＢカフェすいた）」として統合運営し、サービスの平準化・効率化を図るとともに、吹田市在住・在学・在勤の全年齢の求職者を対象に支援を行っています。  【現状における課題】  昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、雇用情勢の悪化が懸念されており、就労・雇用が課題となっております。就職の阻害要因を抱える就職困難者も一定数存在しており、それぞれ抱える阻害要因は多様で、一人ひとりの実情にあわせたサービスの提供が重要です。また子育て女性やシニア層への就労支援など、幅広い世代に向けての支援が課題となっています。企業における人材不足が課題といわれる中、就労支援を通じて、広い世代に就職に結びつく個々の支援が重要となっております。  【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。  平成26年8月から、就職後3か月及び6か月を経過する就職者への電話問い合わせや事業所への訪問による定着確認を実施してきました。これにより、就職者及び事業所の施設利用満足度を高めるとともに、双方への聴取から得られる支援のニーズ等の蓄積を以後の就職相談や職業紹介にフィードバックすることで、相談支援の充実や職業紹介の精度を高められるよう、改善に努めました。また、この取り組みの中で離職されていることが分かった方に対しては、再就職に向けた支援を速やかに行いました。 | |